

○経済産業省告示第 号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロからニまで並びに第二号ロ及びハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（点検頻度）</p> <p>第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>（点検頻度）</p> <p>第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。</p>

一〜六 (略)

七 次のイからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であつて設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあつては隔月一回以上

イ 柱上に高圧変圧器がないもの又は柱上に高圧変圧器があるものであつて、当該高圧変圧器及びその支持物が落下することのないように設置され、かつ、当該高圧変圧器の上面について適確に点検を实

一〜六 (略)

七 次のイからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であつて設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあつては隔月一回以上

イ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの

施できるよりの措置したもの

ロ～二 (略)

八～十三 (略)

ロ～二 (略)

八～十三 (略)